

小平市における空き家等対策に関する協定書

小平市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会多摩中央支部（以下「乙」という。）とは、甲の区域内（以下「市内」という。）における空き家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内の空き家等の所有者等への意識啓発又は助言などにより、適正な管理がなされていない空き家等の発生の未然防止、空き家等の有効活用等を推進するため、甲と乙との連携に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 所有者等 法第3条に規定する所有者等をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号に取り組む。

- (1) 乙は、市内に所在する空き家等の所有者等からの相談に応じるための相談窓口の設置等、専門家による相談対応について協力する。
- (2) 乙は、甲から空き家等に関する協力の要請があった場合は、専門家の派遣等、可能な限り協力する。
- (3) 甲は、乙が設置した相談窓口又は乙の空き家等に関する取組について、ホームページやリーフレット等により、市民への周知に努める。
- (4) 甲及び乙は、甲が作成するリーフレットの配布等、空き家等の有効活用や適正管理等に関する所有者等への意識啓発に相互に協力する。
- (5) 甲及び乙は、適正な管理がなされていない空き家等の発生の未然防止、空き家等の有効活用等のため、空き家等に関する取組などの情報共有に努める。

(情報の保護)

第4条 甲及び乙は、前条に掲げる事項に取り組むにあたり、所有者等から知り得た個人情報については、この協定の期間中はもとより、この協定の終了後も第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合は、この限りではない。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3月前までに、甲乙いずれからも何ら申出がない場合は、この協定は期間満了の日から更に1年間更新され効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成29年7月24日

小平市小川町二丁目1333番地

甲 小平市

代表者 小平市長 小林正則



小金井市本町六丁目10番3-110

乙 東京都行政書士会多摩中央支部

代表者 支部長 片岡慎二

